旅館業における管理のポイント

●施設の衛生管理

☑ 清掃、必要に応じて補修･消毒



定期的に清掃し、
清潔保持に努めてください。

☑ 寝具類の管理



寝具は適切に洗濯・管理等をしてください。
シーツ類は、宿泊者ごとにきれいなものに取り替えましょう。

☑ 換気、明るさ



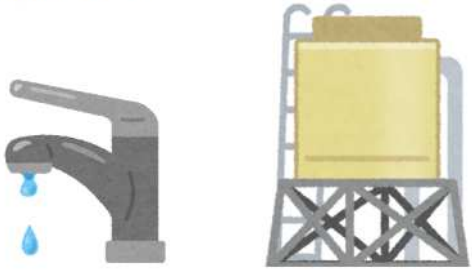
換気設備、照明器具は定期的に清掃しましょう。
また、空調設備も定期的に保守点検し、必要に応じて補修してください。

☑ ねずみ、昆虫の防除



水周りを清掃し、施設内での発生を防ぐことが大切です。

☑ 飲料水の管理



飲料水に濁りや色が付いていないか確認しましょう。
受水槽のある施設は、遊離残留塩素濃度が0.1mg/L以上あるか確認し、定期的に受水槽の清掃・点検をしてください。

☑ 浴室の管理



連日使用する浴槽の湯は、遊離残留塩素濃度を0.4mg/L以上に保ち、記録を残してください。
お湯の入れ替え、浴槽内やろ過器・循環配管内部の洗浄・消毒、浴槽水の水質検査を定期的に実施してください。

●入浴施設におけるレジオネラ感染症の防止対策について

愛知県のホームページにて、入浴施設を原因とするレジオネラ症患者の集団発生事例や管理マニュアルを掲載しています。
入浴施設の管理に活用してください。

●その他の管理

☑ 宿泊者名簿

氏名：
住所：
ご連絡先：



宿泊者の「氏名・住所・連絡先」を記載し、３年間保存してください。

日本国内に住所を有しない外国人の場合は、旅券（パスポート）のコピーを保存してください。

☑ 各種届出をお忘れなく

・承継承認申請

相続や事業譲渡などで、
営業者の地位を承継しようとするとき

注意！！
・事業譲渡、合併又は分割の場合
➡ 承継前
・相続の場合
➡ 死亡後60日以内

・変更届

管理人（支配人）の変更、
施設の構造を変更などしたとき



・廃止届

営業をやめたとき

改正旅館業法（令和５年12月13日施行）の概要

厚生労働省ホームページ
改正内容･研修ツール
詳細はこちら👉

① 宿泊拒否事由の追加

カスタマーハラスメントに当たる要求を繰り返すような迷惑客の宿泊を、営業者は、拒むことができるようになりました。

② 感染防止対策の充実

特定感染症の国内発生時には、営業者は、宿泊者に対して、その症状の有無等に応じて、特定感染症の感染防止に必要な協力を求めることができるようになりました。

③ 差別防止の更なる徹底等

特に配慮を要する宿泊者に対して、その特性に応じたサービスを提供するため、営業者は、従業者に対し必要な研修の機会を与えるよう努めなければなりません。

④ 事業譲渡に係る手続の整備

承継手続きを行うことで、新たに許可の取得等を行うことなく、営業者の地位を承継することができるようになりました。

＜お問い合わせ先＞
愛知県半田保健所　生活環境安全課　　電話（０５６９）２１－３３４２